

別海町議会会議録

第2号（平成28年 3月11日）

○議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 号	平成28年度別海町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 号	平成28年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 号	平成28年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 4 号	平成28年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 6	議案第 5 号	平成28年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 6 号	平成28年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 7 号	平成28年度町立別海病院事業会計予算
日程第 9	議案第 8 号	平成28年度別海町水道事業会計予算
日程第10	議案第17号	別海町行政不服審査会条例の制定について
日程第11	議案第19号	野付半島災害時避難施設条例の制定について
日程第12	議案第20号	国営土地改良施設整備基金条例の制定について
日程第13	議案第18号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
日程第14	議案第25号	別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第15	議案第26号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第16	議案第27号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第17	議案第28号	別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第18	議案第29号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第19	議案第30号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第20	議案第31号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第21	議案第32号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第33号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第34号	別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例

		の制定について
日程第 2 4	議案第 3 5 号	別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 6 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 7 号	別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 3 8 号	別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 9 号	別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 4 0 号	別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 4 1 号	野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 4 2 号	別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 4 3 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 4 4 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 4 5 号	別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 5	議案第 4 6 号	牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更生資金貸付条例廃止する条例の制定について
日程第 3 6	議案第 4 7 号	辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
日程第 3 7	議案第 4 8 号	町道の路線認定及び廃止について
日程第 3 8	同意第 1 号	根室町村等公平委員会委員の選任について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2	議案第 1 号	平成 2 8 年度別海町一般会計予算
日程第 3	議案第 2 号	平成 2 8 年度別海町国民健康保険特別会計予算
日程第 4	議案第 3 号	平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計予算
日程第 5	議案第 4 号	平成 2 8 年度別海町介護サービス事業特別会計予算
日程第 6	議案第 5 号	平成 2 8 年度別海町介護保険特別会計予算
日程第 7	議案第 6 号	平成 2 8 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算
日程第 8	議案第 7 号	平成 2 8 年度町立別海病院事業会計予算
日程第 9	議案第 8 号	平成 2 8 年度別海町水道事業会計予算
日程第 1 0	議案第 1 7 号	別海町行政不服審査会条例の制定について
日程第 1 1	議案第 1 9 号	野付半島災害時避難施設条例の制定について
日程第 1 2	議案第 2 0 号	国営土地改良施設整備基金条例の制定について
日程第 1 3	議案第 1 8 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

		の制定について
日程第 1 4	議案第 2 5 号	別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 5	議案第 2 6 号	職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 6	議案第 2 7 号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 7	議案第 2 8 号	別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 8	議案第 2 9 号	別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 1 9	議案第 3 0 号	別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 0	議案第 3 1 号	別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 1	議案第 3 2 号	別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 2	議案第 3 3 号	別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 3	議案第 3 4 号	別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 4	議案第 3 5 号	別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 5	議案第 3 6 号	別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 6	議案第 3 7 号	別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 7	議案第 3 8 号	別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 8	議案第 3 9 号	別海町ウニ種育苗成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 2 9	議案第 4 0 号	別海町ニシン種育苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 0	議案第 4 1 号	野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 1	議案第 4 2 号	別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 2	議案第 4 3 号	別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 3	議案第 4 4 号	別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第 3 4	議案第 4 5 号	別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について

日程第35 議案第46号 牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更生資金貸付条例廃止
する条例の制定について

日程第36 議案第47号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

日程第37 議案第48号 町道の路線認定及び廃止について

日程第38 同意第1号 根室町村等公平委員会委員の選任について

○出席議員（16名）

1番	小 椋 哲 也	2番	外 山 浩 司
3番	大 内 省 吾	4番	木 嶋 悦 寛
5番	松 壽 孝 雄	6番	森 本 一 夫
7番	今 西 和 雄	8番	西 原 浩
9番	杳 澤 昌 廣	10番	小 林 敏 之
11番	瀧 川 榮 子	12番	戸 田 憲 悦
13番	中 村 忠 士	14番	渡 邊 政 吉
副議長	15番 佐 藤 初 雄	議長	16番 松 原 政 勝

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町 長	水 沼 猛	副 町 長	佐 藤 次 春
教 育 長	真 籠 毅	総 務 部 長	竹 中 仁
福 祉 部 長	河 嶋 田鶴枝	産 業 振 興 部 長	佐 藤 則 夫
建 設 水 道 部 長	宮 越 正 人	教 育 部 長	中 谷 隆 弘
病 院 事 務 長	佐 藤 一 彦	会 計 管 理 者	田 保 圭 乙
監 査 委 員 事 務 局 長	佐 藤 敏	農 委 事 務 局 長	山 崎 茂
総 務 部 次 長	佐 藤 告	建 設 水 道 部 次 長	金 田 秀 幸
総 務 課 長	佐 藤 告	税 務 課 長	中 村 公 一
防 災 交 通 課 長	宮 本 栄 一	福 祉 課 長	山 田 一 志
介 護 支 援 課 長	今 野 健 一	町 民 課 長	三 戸 俊 人
老 健 事 務 長	伊 藤 輝 幸	農 政 課 長	門 脇 芳 則
水 産 み ど り 課 長	干 場 富 夫	商 工 観 光 課 長	川 畑 智 明
管 理 課 長	伊 藤 一 成	事 業 課 長	金 田 秀 幸
上 下 水 道 課 長	小 島 実	図 書 館 長	千 葉 宏
財 政 課 主 幹	寺 尾 真 太 郎		

○議会事務局出席職員

事 務 局 長 登 藤 和 哉 主 幹 田 畑 直 樹

○会議録署名議員

4番	木 嶋 悦 寛	5番	松 壽 孝 雄
6番	森 本 一 夫		

◎開会宣告

○議長（松原政勝君） おはようございます。

ただいまから第2日目の会議を開きます。

ただいま出席している議員は16名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（松原政勝君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において指名いたします。

4番木嶋議員、5番松壽議員、6番森本議員、以上3名を指名いたします。

◎委員会付託省略の議決

○議長（松原政勝君） ここでお諮りします。

提出されております日程第13 議案第18号から日程第38 同意1号までの26件については、会議規則第39条第3項の規定に基づき、委員会の付託は省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、日程第13 議案第18号から日程第38 同意第1号までの26件については、委員会の付託は省略することに決定いたしました。

◎日程第2 議案第1号から日程第9 議案第8号

○議長（松原政勝君） 日程第2 議案第1号平成28年度別海町一般会計予算、日程第3 議案第2号平成28年度別海町国民健康保険特別会計予算、日程第4 議案第3号平成28年度別海町下水道事業特別会計予算、日程第5 議案第4号平成28年度別海町介護サービス事業特別会計予算、日程第6 議案第5号平成28年度別海町介護保険特別会計予算、日程第7 議案第6号平成28年度別海町後期高齢者医療特別会計予算、日程第8 議案第7号平成28年度町立別海病院事業会計予算、日程第9 議案第8号平成28年度別海町水道事業会計予算の8件については、一括議題といたします。

内容について、順次説明を求めますが、ここで説明者に申し上げます。

この8件の新年度予算については、予算審査特別委員会を設置し、詳細な審査をしたいと考えておりますので、内容については要点のみにとどめて説明願います。

それでは、議案第1号平成28年度別海町一般会計予算の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第1号の内容説明をいたします。

別冊の平成28年度別海町一般会計予算書の1ページをお開きください。

平成28年度別海町一般会計予算。

平成28年度別海町一般会計予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ193億4,000万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、40億円と定める。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」。

初めに「歳入」です。

1款町税、1項から5項までで22億7,375万6,000円。

2款地方譲与税、1項と2項で3億7,240万円。

3款利子割交付金、1項で400万円。

4款配当割交付金、1項で950万円。

5款株式等譲渡所得割交付金、1項で550万円。

6款地方消費税交付金、1項で3億870万円。

7款自動車取得税交付金、1項で5,690万円。

8款国有提供施設等所在市町村助成交付金、1項で3,787万9,000円。

9款地方特例交付金、1項で350万円。

10款地方交付税、1項で66億4,000万円。

11款交通安全対策特別交付金、1項で357万円。

3ページで、12款分担金及び負担金、1項と2項で8億9,684万8,000円。

13款使用料及び手数料、1項から3項で3億2,500万7,000円。

14款国庫支出金、1項から3項で18億1,101万4,000円。

15款道支出金、1項から3項で26億6,693万5,000円。

16款財産収入、1項と2項で5,969万円。

17款寄附金、1項で10万円。

18款繰入金、1項で12億7,235万円。

19款繰越金、1項で1,000万円。

20款諸収入、4ページにかけまして、1項から5項で6億7,735万1,000円。

4ページをお開き願います。

21款町債、1項で19億500万円。

歳入合計で193億4,000万円とするものです。

次に5ページで、「歳出」です。

1款議会費、1項で8,996万円。

2款総務費、1項から6項で11億307万9,000円。

3 款民生費、1 項と 2 項で 2 6 億 3 0 7 万円。

4 款衛生費、1 項から 3 項で 1 5 億 8, 4 4 9 万 2, 0 0 0 円。

5 款労働費、1 項で 9 6 万 1, 0 0 0 円。

6 款農林水産業費、1 項から 4 項で 4 9 億 6, 8 8 4 万 8, 0 0 0 円。

7 款商工費、1 項で 3 億 9, 8 1 6 万 6, 0 0 0 円。

8 款土木費、6 ページにかけまして、1 項から 5 項で 1 9 億 1, 3 4 8 万 7, 0 0 0 円。

6 ページをお開きいただきます。

9 款消防費、1 項で 6 億 6, 0 2 1 万 1, 0 0 0 円。

1 0 款教育費、1 項から 6 項で 2 0 億 1, 2 3 3 万 9, 0 0 0 円。

1 1 款災害復旧費 1 項で 1 5 万 6, 0 0 0 円。

1 2 款公債費 1 項で 1 7 億 4, 2 1 7 万円。

1 3 款給与費、1 項で 2 2 億 3, 3 0 6 万 1, 0 0 0 円。

1 4 款予備費、1 項で 3, 0 0 0 万円。

歳出合計で、1 9 3 億 4, 0 0 0 万円とするものです。

次に 7 ページで、「第 2 表 債務負担行為」です。

1 件目は、「奥行地区文化財保存整備事業費（旧奥行臼駅通所主屋保存修理工事）」で、期間は「平成 2 9 年度から平成 3 0 年度まで」、限度額は「2 億 1, 5 0 7 万 7, 0 0 0 円」です。

2 件目は、「地域生活バス購入事業（備荒資金組合車両譲渡事業）」で、期間は「平成 2 9 年度から平成 3 4 年度まで」、限度額は「2, 6 8 4 万 5, 0 0 0 円」。

3 件目、こちらも「移動図書館車両購入事業（備荒資金組合車両譲渡事業）」で、期間は「平成 2 9 年度から平成 3 4 年度まで」、限度額は「2, 1 6 8 万 3, 0 0 0 円」です。

次に、「第 3 表 地方債」です。

1 件目の「本別海へき地保育園改築事業」から、8 ページをお開きいただきまして、8 ページの下から 3 行目、「奥行地区文化財保存整備事業」までの 2 9 事業、これに次の段、「臨時財政対策債」を合わせた合計で限度額は「1 9 億 5 0 0 万円」となります。

起債の方法は、「普通貸借又は証券発行」。

利率は「3. 0 %以内（ただし、利率見直し方式で借り入れし、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）」。

償還の方法ですが、「公的資金については、その融資条件により、その他の場合にはその債権者と協定する。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借りかえすることができる。」とするものです。

次に、9 ページからの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

「給与費明細書」について説明をいたします。

2 4 5 ページをお開きください。2 4 5 ページは「給与費明細書」です。

最初に「1 特別職」ですが、表の下段、「比較」の欄で御説明をいたします。

「比較」欄の「長等」では、期末手当で 0. 1 月分 1 5 万 8, 0 0 0 円の増。

共済費で 3 9 万円の減。

合計で 2 3 万 2, 0 0 0 円の減となります。

議員では期末手当で 0. 1 月分 4 2 万 8, 0 0 0 円の増。

共済費で 7 4 0 万 2, 0 0 0 円の減。

合計で697万4,000円の減。

「その他の特別職」は、職員数が227人の減となっておりますが、こちらは平成27年度に実施された国勢調査の調査員の減が主なものとなっております。

報酬で698万円の減。

共済費の増減がありませんので、合計も同じく698万円の減。

合計では、職員数が227人の減、報酬が698万円の減。

期末手当は58万6,000円の増。

給与費計で639万4,000円の減。

共済費で779万2,000円の減。

合計で1,418万6,000円の減となるものです。

次に、246ページをお開きください。

「2一般職」です。

「(1)総括」で、こちらも「比較」の欄で御説明いたします。

職員数は9人の増。

増員の内容としては、保育士等の資格職の増員が主なもので、上段の括弧内は、再任用短時間勤務職員の人数ですが、増減はございません。

給与費の給料は2,000万円の増。

職員手当は1,734万円の増。

給与費計で3,734万円の増。

共済費が250万円の増。

合計で3,984万円の増となるものでございます。

次の「職員手当の内訳」、それから、247ページの「(2)給料及び職員手当の増減額の明細」、さらに248ページからの「(3)給料及び職員手当の状況」については説明を省略させていただきます。

次に、252ページをお開きください。

252ページからは、「債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての支出予定額等に関する調書」です。

1件ごとの説明は省略させていただきますが、1件目の「別海町酪農工場機器整備費」から265ページ、少し進みますが265ページをお開きいただきまして、下から2段目「公の施設に係る指定管理者に対する委託料(尾岱沼漁港コミュニティセンター)」まで、全部で86件、債務負担行為限度額合計で「68億899万5,000円」。

前年度、平成27年度末までの支出見込み額が「17億2,087万7,000円」。

当該年度、平成28年度以降の支出予定額が「14億3,691万8,000円」。

同じ欄の上段括弧書きは、平成28年度の支出予定額で「3億9,142万3,000円」となっています。

なお、表の右側には、平成28年度以降を支出予定額の財源内訳が記載されております。

最後になりますけれども、266ページをお開き願います。

「地方債に関する調書」です。

こちらの区分ごとの説明は省略させていただき、「1.公共事業等債」から「15.都道府県貸付金」までの合計で申し上げます。

表の1番下の段になりますが、平成26年度末現在高は「152億1,168万2,000円」。

0円」。

平成27年度末現在高見込額が「156億7,972万1,000円」。

平成28年度中増減見込み額で、平成28年度中起債見込み額が「19億500万円」、平成28年度中元金償還見込み額が「15億8,443万5,000円」で、平成28年度末現在高見込み額は「160億28万6,000円」となります。

以上、簡単ですが、議案第1号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第2号平成28年度別海町国民健康保険特別会計予算、議案第4号平成28年度別海町介護サービス事業特別会計予算、議案第5号平成28年度別海町介護保険特別会計予算、議案第6号平成28年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の4件について、順次説明を求めます。

福祉部長。

○福祉部長（河嶋田鶴枝君） 議案第2号及び第4号から第6号までの4件について、続けて説明させていただきます。

初めに、議案第2号平成28年度別海町国民健康保険特別会計の内容説明をいたします。

本予算は、例年どおり課税所得や歳入歳出に係る一部制度が確定していないことから、6月定例会を予定して補正を行うことを前提に編成しておりますので、御了解をお願いいたします。

それでは、別冊予算書1ページをお開きください。

平成28年度別海町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ30億5,200万円と定める。

2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は5,000万円と定める。

第3条、歳出予算の流用。

地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

1号、保険給付費に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項間の流用。

2ページをお開きください。

「第1表 歳入歳出予算」。

款の金額で御説明します。

まず「歳入」です。

1款国民健康保険税、1項で10億1,646万3,000円。

2款国庫支出金、1項と2項で6億1,349万3,000円。

3款療養費等交付金、1項で6,234万3,000円。

4款前期高齢者交付金、1項で1億2,029万5,000円。

5款道支出金、1項と2項で1億9,816万円。

6款共同事業交付金、1項で8億9,353万1,000円。

7 款繰入金、1 項で1 億3,433 万7,000 円。

8 款繰越金、1 項で1 万円。

9 款諸収入、1 項から3 項で1,336 万8,000 円。

歳入合計で30 億5,200 万円とするものです。

次に3 ページで、「歳出」です。

1 款総務費、1 項から4 項で2,099 万6,000 円。

2 款保険給付費、1 項から5 項で14 億9,238 万4,000 円。

3 款後期高齢者支援金等、1 項で3 億9,987 万3,000 円。

4 款前期高齢者納付金等、1 項で30 万1,000 円。

5 款老人保健拠出金、1 項で1 万4,000 円。

6 款介護納付金、1 項で1 億7,725 万3,000 円。

7 款共同事業拠出金、1 項で9 億118 万円。

8 款保健事業費、1 項と2 項で1,701 万円。

9 款諸支出金、1 項で4,198 万9,000 円。

10 款予備費、1 項で100 万円。

4 ページにお進みください。

歳出合計で30 億5,200 万円とするものです。

5 ページから24 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は、省略させていただきます。

次に、25 ページをお開きください。

こちらは、「給与費明細書」です。

「1 特別職」で、国民健康保険運営協議会委員に係る報酬となります。

「その他特別職」の職員数は7 名、報酬額が28 万8,000 円で、いずれも前年度からの増減はありません。

以上で、議案第2 号の内容説明を終わります。

続きまして、議案第4 号平成28 年度別海町介護サービス事業特別会計予算の内容説明をいたします。

別冊予算書1 ページをお開きください。

平成28 年度別海町介護サービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4 億9,630 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1 表 歳入歳出予算」による。

2 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」で、まず「歳入」です。

1 款介護サービス費、1 項で1 億3,785 万円。

2 款使用料及び手数料、1 項と2 項で3,482 万9,000 円。

3 款財産収入、1 項で82 万円。

4 款繰入金、1 項で3 億2,160 万円。

5 款繰越金、1 項で1 万円。

6 款諸収入、1 項で119 万1,000 円。

歳入合計で4 億9,630 万円とするものです。

次に、「歳出」で、1 款介護サービス事業費、1 項で1 億4,787 万5,000 円。

2 款公債費、1 項で5,843 万8,000 円。

3 款給与費、1 項で2 億8,698 万7,000 円。

4 款予備費、1 項で300 万円。

歳出合計で4 億9,630 万円とするものです。

こちら16 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」については説明を省略させていただきます。

次に、17 ページをお開きください。

こちらは「給与費明細書」です。

「1 一般職」、「(1) 総括」です。

1 番下の段の「比較」の欄で御説明します。

職員数は、退職及び会計間異動で3 名の減。

括弧内は再任用短時間勤務職員人数で増減はありません。

給与費は給料が887 万9,000 円の減。

職員手当で289 万3,000 円の減。

給与費計では1,177 万2,000 円の減。

次に、共済費は691 万6,000 円の減。

合計では1,868 万8,000 円の減となるものです。

下の段、「職員手当の内訳」と18 ページから22 ページまでの「明細」は説明を省略させていただきます。

23 ページをお開きください。

「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

「病院事業債」で、平成26 年度末現在高は「6 億3,006 万2,000 円」。

平成27 年度末現在高見込額は「5 億8,447 万8,000 円」。

平成28 年度中増減見込みは、平成28 年度中元金償還見込額を「4,653 万6,000 円」と予定しており、平成28 年度末現在高見込額が「5 億3,794 万2,000 円」となるものです。

なお、事業の内容は老人保健施設、訪問看護ステーション、医師及び医療技術者職員住宅の建設に係るものです。

以上で、議案第4 号の内容説明を終わります。

続いて、議案第5 項平成28 年度別海町介護保険特別会計の内容説明いたします。

別冊予算書の1 ページをお開きください。

平成28 年度別海町介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11 億740 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1 表 歳入歳出予算」による。

3 ページをお開きください。

「第1 表 歳入歳出予算」で、まず「歳入」です。

1 款保険料、1 項で2 億1,781 万円。

2 款分担金及び負担金、1 項で74 万1,000 円。

3 款国庫支出金、1 項と 2 項で 2 億 5,825 万 4,000 円。

4 款支払基金交付金、1 項で 2 億 9,912 万 7,000 円。

5 款道支出金、1 項と 2 項で 1 億 6,285 万円。

6 款財産収入、1 項で 2 万 1,000 円。

7 款繰入金、1 項と 2 項で 1 億 6,745 万 9,000 円。

8 款繰越金、1 項で 1 万円。

9 款諸収入、1 項と 2 項で 1 億 1,280 万 8,000 円。

歳入合計で 1 億 7,400 万円とするものです。

4 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款総務費、1 項から 3 項で 1,819 万 5,000 円。

2 款保険給付費、1 項で 1 億 5,960 万円。

3 款地域支援事業費、1 項で 2,618 万 4,000 円。

4 款基金積立金、1 項で 2 万 1,000 円。

5 款諸支出金、1 項で 40 万円。

6 款予備費、1 項で 300 万円。

歳出合計で 1 億 7,400 万円とするものです。

20 ページまでの「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は省略させていただきます。

次に、21 ページをお開きください。

こちらは、「給与費明細書」です。

「1 特別職」ですが、介護認定審査員 4 名と介護保険事業計画等策定委員 10 名に係る報酬となります。

「その他特別職」の職員人数は 14 名、報酬額は 1 億 3,100 万 1,000 円。

いずれも前年度から増減はありません。

以上で、議案第 5 号の内容説明を終わります。

福祉部関係の特別会計、最後になります。

議案第 6 号平成 28 年度別海町後期高齢者医療特別会計予算の内容を説明いたします。

別冊予算書の 1 ページをお開きください。

平成 28 年度別海町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 億 5,090 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

3 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算」で、「歳入」です。

1 款後期高齢者医療保険料、1 項で 9,921 万 6,000 円。

2 款繰入金、1 項で 5,146 万 3,000 円。

3 款繰越金、1 項で 1,000 円。

4 款諸収入、1 項と 2 項で 22 万円。

歳入合計で 1 億 5,090 万円とするものです。

次に、4 ページをお開きください。

「歳出」です。

1 款総務費、1 項と 2 項で 1 4 5 万 3, 0 0 0 円。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項で 1 億 4, 6 2 3 万 7, 0 0 0 円。

3 款諸支出金、1 項で 2 1 万円。

4 款予備費、1 項で 3 0 0 万円。

歳出合計で 1 億 5, 0 9 0 万円とするものです。

次ページ以降、「歳入歳出予算事項別明細書」の説明は、省略させていただきます。

以上で、議案第 6 号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第 3 号平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計予算、議案第 8 号平成 2 8 年度別海町水道事業会計予算の 2 件について、順次説明を求めます。

建設水道部長。

○建設水道部長（宮越正人君） それでは議案第 3 号平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

別冊の下水道事業特別会計予算書 1 ページをお開きください。

平成 2 8 年度別海町下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第 1 条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6 億 9, 5 4 0 万円と定める。

2 項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第 2 条、継続費。

地方自治法第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

第 3 条、債務負担行為。

地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

第 4 条、地方債。

地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

2 ページをお開きください。

「第 1 表 歳入歳出予算」です。

項の金額を省略し、款の金額で申し上げます。

初めに「歳入」です。

1 款分担金及び負担金、1 項で 7 0 万 5, 0 0 0 円。

2 款使用料及び手数料、1 項と 2 項で 1 億 5, 1 8 7 万 5, 0 0 0 円。

3 款国庫支出金、1 項で 1 億 1, 2 8 0 万円。

4 款繰入金、1 項で 3 億 2, 4 3 1 万円。

5 款繰入金、1 項で 1 万円。

6 款諸収入、1 項で 7 0 万円。

7 款町債、1 項で 1 億 5 0 0 万円。

歳入合計で 6 億 9, 5 4 0 万円とするものです。

続いて 3 ページ、「歳出」です。

1 款総務費、1 項で 1, 7 3 8 万 3, 0 0 0 円。

2 款下水道施設費、1 項で 2 億 5 7 5 万 1, 0 0 0 円。

3款集落排水施設費、1項と2項で1億8,837万6,000円。

4款公債費、1項で2億6,045万2,000円。

5款給与費、1項で2,043万8,000円。

6款予備費、1項で300万円。

歳出合計で6億9,540万円とするものです。

4ページをお開きください。

「第2表 継続費」です。

1款下水道施設費、1項下水道施設費、事業名「特定環境保全公共下水道事業」。

総額「1億200万円」、年割額、平成27年度「3,000万円」、平成28年度「7,200万円」とするものです。

続いて5ページ、「第3表 債務負担行為」です。

2件ございます。

「平成28年度水洗便所等改造等資金融資による金融機関に対する損失補償」。

これは貸し付けた資金を返済できないケースが出た場合、その損失を補償するものでございます。

期間は「平成28年度から平成33年度まで」、限度額は「210万円」です。

続いて、「別海町水洗便所改造資金融資条例に基づく金融機関に対する負担」。

これは平成28年度融資分に対する利子補給です。

期間は「平成29年度から平成33年度まで」で、限度額は「1万円」です。

6ページをお開きください。

「第4表 地方債」です。

起債の目的、「特定環境保全公共下水道事業」、限度額が「4,620万円」。

「農薬農業集落排水事業」、限度額が「440万円」。

「漁業集落排水事業」、限度額が「5,440万円」。

合計限度額「1億500万円」。

「起債の方法」及び「利率」、「償還の方法」は記載のとおりですので省略をさせていただきます。

7ページの「歳入歳出予算事項別明細書」の「1. 総括」、それから9ページからの「歳入」、11ページからの「歳出」については、説明を省略させていただきます。

19ページをお開きください。

「給与費明細書」です。

「1一般職」、「(1) 総括」です区分欄の下段の「比較」で申し上げます。

職員数に増減はございません。

給与費は、給料33万7,000円の増。

職員手当36万3,000円の増。

給与費計で70万円の増です。

共済費27万5,000円の増。

合計で、本年度97万5,000円増の2,043万8,000円の予定でございます。

次の「職員手当の内訳」、「給料及び職員手当の増減額明細」等の説明は省略をいたします。

22ページをお開きください。

「継続費についての前前年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込

み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に関する調書」でございます。
合計で申し上げます。

事業名、「特定環境保全公共下水道事業」。

全体計画事業費「１億２００万円」で、うち平成２７年度までの支出見込額が「３，０００万円」、平成２８年度を支出予定額「７，２００万円」。

継続費の総額に対する進捗率は「１００％」の予定でございます。

続いて２３ページです。

「地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書」です。

「下水道事業（一般分）」と「臨時財政特例債」の合計で申し上げます。

平成２６年度末現在高「１７億５，８５０万６，０００円」。

平成２７年度末現在高見込額「１６億１，３９７万９，０００円」。

平成２８年度中増減見込みで、まず平成２８年度中起債見込み額が「１億５００万円」、平成２８年度中の元金償還見込額が「２億２，２０３万３，０００円」。

平成２８年度末現在高見込額が「１４億９，６９４万６，０００円」の予定でございます。

以上で、議案第３号の説明を終わります。

引き続き、議案第８号平成２８年度別海町水道事業会計予算について御説明をいたします。

別冊の別海町水道事業会計予算書になります。

それでは予算書の１ページをお開きください。

第１条、総則。

平成２８年度別海町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第２条、業務の予定量。

業務の予定量を、次のとおりとする。

１号、給水件数、７，１４６件。

２号、年間総給水量、５１４万５，４２５立方メートル。

３号、１日平均給水量、１万４，０９７立方メートル。

第３条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、第１款水道事業収益、第１項と第２項合わせて９億８，１９３万円。

支出、第１款水道事業費用、第１号から第３項まで合わせて、７億６，９９９万１，０００円。

第４条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額４億７，４０５万７，０００円は、減債積立金１億４，４１０万９，０００円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額２，４３９万８，０００円、過年度分損益勘定留保資金３億５５５万円で補填するものとする。）ということです。

収入、第１款資本的収入、第１項で１，４９０万円。

支出です。

第１款資本的支出、第１項から第３項合わせて４億８，８９５万７，０００円。

２ページをお開きください。

第5条、債務負担行為。

債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項は、財務省用地賃貸料。

期間は平成29年度から平成30年度まで。

限度額は1万4,000でございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第7条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、その充当のため項間の流用ができるものとする。

第8条、議会の議決を経なければ流用することができない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

1号、職員給与費、5,931万9,000円。

2号、交際費、5万円。

第9条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、3,188万9,000円と定める。

第10条、重要な資産の取得及び処分。

重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

1、取得する資産は3種類あり、まず構築物で配水管、口径75ミリから500ミリ、延長が8万9,699.41メートル。

次に、同じく構築物で配水地2箇所。それから機械及び装置で、量水器6個でございます。

2、処分する資産は2種類でございます。

構築物で配水管、口径75ミリから500ミリ、延長が8万9,699.41メートル。

機械及び装置で、量水器が6個。処分の態様は除却となります。

これについては、いずれも国営環境保全型かんがい排水事業、別海南部地区の事業完了に伴う取得と処分でございます。

3ページ、4ページの「予算実施計画」及び5ページから11ページまでの「予算実施計画説明書」の説明は省略をさせていただきます。

12ページをお開きください。

平成28年度別海町水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。

この計算書は実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れをあらわしたものです。

説明は業務活動、投資活動、財務活動の3区分ごとの合計額で申し上げます。

1、業務活動によるキャッシュフロー。

差し引き合計額で4億1,737万6,000円のプラス。

2、投資活動によるキャッシュフロー。

差し引き合計額で3億555万円のマイナス。

それから財務活動によるキャッシュフロー。

1億4,410万9,000円のマイナス。

3区分合計で「資金増減額」が「3,228万3,000円のマイナス」となります。

よって、「資金期末残高」は「27億926万5,000円」。

この金額は、平成29年3月末の現金預金額となる予定でございます。

続いて13ページ、「給与明細書」です。

「1. 総括」。比較の合計で申し上げます。

職員数の増減はありません。

給与費、給料143万3,000円の減。

手当102万2,000円の減。

計で245万5,000円の減となります。

法定福利費148万4,000円の減。

合計で、本年度は393万9,000円減の5,931万9,000円の予定でございます。

以下15ページまでの「手当の内訳」、「2. 給料及び手当の増減額の明細」、それから「給料及び手当の状況」につきましては説明を省略させていただきます。

16ページをお開きください。

「債務負担行為に関する調書」です。

事項は「財務省用地賃貸料」で、限度額は「1万4,000円」です。

平成29年度末までの支払義務発生（見込）額は、期間「平成29年度」は、金額で「7,000円」。「平成30年度」の発生予定額の「7,000円」を見込んでございます。

以下、「別海町水道事業予定損益計算書」、それから「別海町水道事業予定貸借対照表」及び20ページの「注記表」につきましては説明を省略させていただきます。

以上で、議案第8号の内容説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 次に、議案第7号平成28年度別海町立別海病院事業会計予算の説明を求めます。

病院事務長。

○病院事務長（佐藤一彦君） 議案第7号の内容説明をいたします。

お手元の町立別海病院事業会計予算の1ページをお開き願います。

平成28年度町立別海病院事業会計予算。

第1条、総則。

平成28年度町立別海病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1、病床数、84床。一般病床、83床。未熟児室、1床。

2、年間患者数、10万2,503人。入院、2万4,455人。外来、7万8,048人。

3、一日平均患者数、387人。入院、67人。外来、320人。

4、主要な建設改良事業、医療機械器具購入事業、事業費2,697万7,000円。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入、1款病院事業収益、1項から3項で22億1,971万1,000円。

支出、1款病院事業費用、1項から4項で23億335万9,000円。

続きまして、2ページをお開きください。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,929万3,000円は過年度分損益勘定留保資金7,929万3,000円で補填するものとする。）。

収入、1款資本的収入、1項と2項で1億1,255万9,000円。

支出、1款資本的支出、1項と2項で1億9,185万2,000円。

第5条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費。

次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費、13億6,810万1,000円。

（2）交際費、130万円。

第7条、他会計からの補助金。

次に掲げる事由により、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定める。

（1）医師及び看護師等の研究研修に要する経費、417万5,000円。

（2）病院事業職員の基礎年金拠出金に係る公的負担に要する経費、2,467万3,000円。

（3）病院事業職員の追加費用負担に金に要する経費、1,686万3,000円。

（4）児童手当に要する経費、468万円。

（5）院内保育所に要する経費、1,524万8,000円。

（6）医師の派遣を受けることに要する経費、3,600万8,000円。

3ページです。

第8条、たな卸資産の購入限度額。

たな卸資産の購入限度額は、2億3,609万7,000円と定める。

第9条、重要な資産の取得。

重要な資産の取得は、次のとおりとする。

種類、機械備品。

名称、セントラルモニター購入他。

数量、一式。

第10条、予定支出の各項の経費の金額の流用。

予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

決算により消費税及び地方消費税予算に不足が生じた場合、この充当のため項間の流用ができるものとする。

なお、4ページから「予算実施計画書」、「予算実施計画説明書」の説明は省略いたします。

続きまして、16ページをお開き願います。

「平成28年度町立別海病院事業会計予定キャッシュ・フロー計算書（間接法）」です。

この計算書は、実際の収入から支出を差し引いて、手元に残る現金預金の流れを表した

ものです。

説明は、区分ごとの差し引き合計額で申し上げます。

1、業務活動に要するキャッシュフロー。

差し引き合計で2,067万4,000円のマイナス。

2、投資活動によるキャッシュフロー。

差し引き合計で1,136万9,000円のマイナス。

3、財務活動によるキャッシュフロー。

差し引き合計で6,792万4,000円のマイナス。

3区分の合計で、「資金増加額」は、「マイナス9,996万7,000円」。

「資金期首残高」は、「1億8,422万1,000円」。

「資金期末残高」は、「8,425万4,000円」。

この金額は、平成29年3月末の現金預金額となる予定です。

続きまして17ページです。

「給与費明細書」です。

「1. 総括」。比較と合計で申し上げます。

職員数5名の増。

給料678万円の増。

報酬賃金3,085万8,000円の減。

手当703万1,000円の増。

計1,704万7,000円の減。

法定福利費1,246万円の増。

合計で458万7,000円の減で、13億6,810万1,000円の予定です。

以下は、22ページまでの「手当の内訳」、「給料及び手当の増減額の明細」、「給料及び手当の状況」及び26ページまでの「損益計算書」、「貸借対照表」につきましては説明を省略いたします。

以上で、議案第7号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 以上で、議案第1号から議案第8号までの平成28年度別海町各会計予算の8件について、内容説明が終わりました。

ここでお諮りします。

平成28年度別海町各会計予算の8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置して、これに付託の上、審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号から議案第8号までの8件については、全員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定しました。

なお、特別委員会の名称は、平成28年度別海町各会計予算審査特別委員会とします。

次に、委員長及び副委員長の選出については、さきの議会運営委員会において先例に基づき候補者が選考されております。

お諮りします。

委員長及び副委員長の選出については、議会運営委員会での選考に基づき、委員長に5番松壽議員、副委員長に7番今西議員とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって、平成28年度別海町各会計予算審査特別委員会の委員長に5番松壽議員、副委員長に7番今西議員と決定しました。

お諮りします。

ただいま、全員による平成28年度別海町各会計予算審査特別委員会が設置されましたので、本会議での質疑は省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 異議なしと認めます。

したがって質疑は省略することに決定いたしました。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午前11時07分 休憩

午前11時16分 再開

○議長(松原政勝君) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第10 議案第17号

○議長(松原政勝君) 日程第10 議案第17号別海町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長(竹中 仁君) 議案第17号の内容を御説明いたします。

議案書の17ページをお開き願います。

まず、本条例案提出の経緯について御説明をいたします。

昭和37年の制定以来、実質的な改正のない行政不服審査制度が、公正性向上等の観点から抜本的に見直され、「改正行政不服審査法」が平成28年4月1日に施行されます。

今回の見直しにより、審査請求があった際の審議手続は、行政庁に所属する職員のうち、処分に関与していないなど、一定の要件を満たす者が審議を行うことになりました。

この審議員制度の導入により、これまで以上に中立かつ公正な審議が行われることとなりますが、さらに行政の自己反省機能を高め、より客観的かつ公正な判断が得られるよう、採決に当たっては、条例で設置する附属機関へ諮問する手続が法により義務づけられました。

このことから、附属機関として、本条例により別海町行政不服審査会を設置することとするものでございます。

なお、議案資料の1ページから3ページまで、条例を逐条で解説しておりますので、後ほどご覧をいただきたいと思います。

では、議案の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

別海町行政不服審査会条例の制定について。

別海町行政不服審査会条例を次のように制定する。

別海町行政不服審査会条例。

第1条、趣旨。

この条例は、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号。以下「法」という。）に基づき、別海町行政不服審査会の設置、組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

第２条、設置。

町は、法第８１条第２項の事件ごとに、同項の機関として、別海町行政不服審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２項、審査会は、その不服申し立てに係る調査審議が終了したときは、廃止されるものとする。

第３条、組織。

審査会は、委員５人以内をもって組織する。

第４条、委員。

委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、町長が委嘱する。

２項、委員は、第２条第２項の規定により審査会が廃止されるときは、解任されるものとする。

３項、委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

４項、委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

第５条、会長。

審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

２項、会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

３項、会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

第６条、会議。

審査会の会議は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

２項、審査会は、委員の半数以上の出席いただければ会議を開くことができない。

３項、審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

４項、委員は、自己の利害に関係する議事に参与することができない。

第７条、雑則。

この条例で定めるもののほか、審査会の調査審議の手續に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

第８条、罰則。

第４条第３項の規定に反して秘密を漏らした者は、１年以下の懲役又は５０万以下の罰金に処する。

附則として、「この条例は、法の施行の日（平成２８年４月１日）から施行する。」というものでございます。

以上で、議案第１７号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第１７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第17号別海町行政不服審査会条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託をいたします。

◎日程第11 議案第19号

○議長（松原政勝君） 日程第11 議案第19号野付半島災害時避難施設条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（竹中 仁君） 議案第19号の内容を御説明いたします。

議案書の25ページをお開き願います。

初めに、本避難施設設置の経緯でございますが、日本海溝、千島海溝周辺では、これまでも大規模な地震が繰り返し発生しており、今後においても大規模災害を誘発する地震の発生などが懸念されることから、津波などの災害時に漁業者や観光客の生命を保護するため、町では、野付半島における避難施設の建設を計画してまいりました。

このたび、道内でもほとんど類似した形態のない災害時の避難専用施設として、去る2月29日に野付半島災害時避難施設建設工事が竣工したところでございます。

工事竣工により、現在、備蓄資材等の配備を進めているところですが、4月1日からの供用開始に向けて、本条例を制定するものでございます。

それでは、議案本文を朗読し説明とさせていただきます。

野付半島災害時避難施設条例の制定について。

野付半島災害時避難施設条例を次のように制定する。

野付半島災害時避難施設条例。

第1条、設置。

地震により発生する津波等の災害から、野付半島の漁業従事者及び観光客等避難を必要とする者の生命と身体を保護するため、野付半島災害時避難施設（以下「避難施設」という。）を設置する。

第2条、名称及び位置。

避難施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称、「野付半島災害時避難施設」。

位置、「別海町野付100番地及び101番地1」。

第3条、施設の使用。

避難施設は、第1条の設置目的を達成するため、災害等の非常時には避難所として使用する。

2項、平常時は展望施設として、通路分のみを開放する。

第4条、管理運営。

避難施設の管理は、別海町が行う。

附則として、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」というものでございます。

以上で、議案第19号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第19号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第19号野付半島災害時避難施設条例の制定の件は、総務文教常任委員会に付託いたします。

◎日程第12 議案第20号

○議長（松原政勝君） 日程第12 議案第20号国営土地改良施設整備基金条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） 議案第20号土地改良施設整備基金条例の制定について、内容説明を申し上げます。

議案の27ページをお開き願います。

初めに、本議案の提出に至りました背景について説明を申し上げます。

国営環境保全型かんがい排水事業につきましては、用水施設の整備を行い、家畜ふん尿の有効利用を行うとともに、排水施設整備により農地の冠水被害や渇水被害を解消することで、土地の生産性向上及び農作業の効率化により農業経営の安定を図り、地域農業の振興に資するものであり、あわせて、水質浄化機能等多面的な機能を有する農業用要排水施設の整備により、環境保全型農業を推進することを目的として進められてきております。

本事業は、南部地区が平成27年度で完了。

西部地区は平成29年度。

北部地区は平成42年度の完了予定となっており、既に肥培施設の整備事業が完了している別海地区以外については、国営事業での太陽光施設の整備を行うことが可能なことから、イニシャルコストや受益者負担となるランニングコストに対して、非常に有益であること、また、売電収入の運転費用及び維持管理費用等の費用として運用することで、さらなる施設の有効活用と受益者の負担軽減が図られるものと考えております。

なお、肥培施設の管理につきましては、国営土地改良施設の管理に関する条例の規定において、環境保全型農業推進委員会に管理を委託し、管理、使用に関する一切の費用を使用者である各地区の環境保全推進協議会の負担としております。

今回、国営事業により整備する太陽光発電施設で得られる売電収入は、国営土地改良施設に係る運転費用及び維持管理費用等に充当しなければならないことから、肥培施設の管理費用を負担している各地区の環境保全推進協議会に運転費用の一部として交付することとし、既にかんがい排水事業が完了している別海地区も含めた中で、売電収入の運用することとしております。

なお、肥培施設の運用費用として、売電収入の7割を交付し、残りの3割を基金に積み立て、施設の維持管理費用等に充当する計画としております。

これにより各地区の環境保全推進協議会の育成助長が図られ、また、安定的な肥培施設の管理及び畜産環境保全型酪農の推進につながるものと考えております。

については、平成27年度から太陽光発電施設の整備が順次進められており、4月からの

施設の稼働に伴い、売電収入が発生することから、次年度以降の維持管理費用の財源として基金に積み立てるため、基金条例を設置するものです。

それでは、条例案を朗読して、内容説明にかえさせていただきます。

国営土地改良施設整備基金条例の制定について。

国営土地改良施設整備基金条例を次のように制定する。

国営土地改良施設整備基金条例。

第1条、設置。

国営環境保全型かんがい排水事業で整備された土地改良施設に係る維持管理等の経費に充てるため、国営土地改良施設整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

第2条、積立て。

基金として積み立てる額は、国営環境保全型かんがい排水事業で整備された太陽光発電施設の売電収入を原資とし、必要に応じて予算の定めるところによる。

第3条、管理。

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

第4条、益金の処理。

基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に編入するものとする。

第5条、処分。

基金は、第1条の目的達成のため必要な場合に限り、予算の定めるところによりその全部又は一部について処分することができる。

第6条、委任。

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

以上で、議案第20号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第20号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 国営かん排の維持管理費等の経費というふうになっておりますけれども、具体的にはどのような経費を想定しているのか。

もう少し詳細な説明をお願いいたします。

○議長（松原政勝君） 産業振興部長。

○産業振興部長（佐藤則夫君） お答えいたします。

肥培施設の点検費用、それと排水路の維持管理費用に充てる予定としております。

また、太陽光施設の破損といいますか、その辺の部分が発生した場合についても、充てる予定としております。その修繕と、あと維持管理費用ですか。そのような部分で30%の基金を積み立てた中で、充当することとしております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員、よろしいですか。

ほかにございませんか。

13番中村議員。

○13番（中村忠士君） 維持管理費の内容については、今説明があったのですが、肥培施設にかかわっては、水道代あるいは電気代というようなことになるのかなというふうに思います。

もう少しですね、その肥培施設に係る維持管理、かんがい施設に係る維持管理、あるいは発電施設の修理というようなお答えでしたが、もう少しこの点で、若干詳しく説明をいただければありがたいなというふうに思うのが1点であります。

それから2点目ですが、2条に国営環境保全型かんがい排水事業で整備された太陽光発電施設と。こういうふうになっているわけですが、建設する責任はどこにあるかという点ですね。おそらく国ということになるのかなというふうに思うのですが、建設の責任者がどこに、だれかということと、その建設費というのはどういうふうに、どこから出てくるのかということ。それから建設終了後ですね。この所有権がどこにあるかと。

肥培施設については、町有のものになっていくということなのですが、この太陽光発電の施設については、建設終了後は、所有権利というのはどこに行くのか。

国のままなのか、あるいは町になるのかというような意味合いの質問であります。

それから、その7割3割のことがちょっと、もう少しわからなかったのもので、その7割3割のことにして説明をもう少ししていただければというふうに思うんですが。

先ほど維持管理費等の説明をいただいたときに、肥培施設、かんがい施設、発電施設の維持管理ということに関して、その収入があった3割を、ここに充てるといような言い方に聞こえたのですが、その7割3割の中身ですね、もうちょっと詳しくお聞かせいただければというふうに思います。

最後なのですが、トータルして収支の見込みというのはどういうふうになるのかなという点を聞かせください。

○議長（松原政勝君） 中村議員、3点ですか。

4点ですか。

○13番（中村忠士君） 4点ですね。

○議長（松原政勝君） ただいまの質問の答弁調整をいたしますので、暫時休憩いたします。

午前11時37分 休憩

午前11時41分 再開

○議長（松原政勝君） 会議を再開いたします。

ただいまの中村議員の質問に、説明、答弁をお願いいたします。

副町長。

○副町長（佐藤次春君） ただいまの質問にお答えいたします。

まず、充当する事業の内容の説明ということですが、もう一度説明いたしますと、まず肥培施設の維持管理に充てるとというのが1点。それから排水施設の維持管理に充てると。

それから事業で完成されます太陽光発電施設。これについても小破修繕等が必要な場合はそれに充てると。

これらにつきましては町の財産ですので、土地改良施設として町が引き継ぐことになりますから、それについては、基本的に町が必要な維持補修を行うということですが、先ほど産業振興部長のほうから説明しましたように、地域の協議会に使用を許可することになりますので、その中で、どの程度小破修繕をですね、肥培施設等につま

しては、使用者が負担するののかというのは、この基金の中からやれる部分と使用者の責任でやる部分は、出てくるだろうというふうに思います。

それから、発電施設につきましては、建設する責任はどこかということですが、この事業は国営事業でやっておりますので、釧路開発建設部が事業主体となってやるということになりますけれども、この発電施設を設置するかしないかという判断は、町にも、もちろんありますので責任については、事業の建設の責任は国ですけれども、もちろんその施設は町に土地改良施設として譲り受けるわけですから、町にももちろん責任があるということになります。

それから建設費の負担ですけれども、これは一般的な土地改良施設の負担と同じようにですね。町が５％の負担をするということになります。

終了後の所有権はということですが、今もちょっと触れましたけれども、土地改良施設ということになりますので、一括して町に、その所有権は譲渡されるということになります。

それから、７割３割の中身のこと、それから細かい収支の中身については、もう一度産業振興部長のほうから説明させます。

○産業振興部長（佐藤則夫君） それでは３点目と４点目の内容につきまして、私のほうから説明いたします。

まず７割と３割の部分については、南部地区、西部地区、北部地区合わせて８５施設の施設整備を現在のところ、平成２９年度まで実施する予定としております。

年間の売電収入につきましては、今、各施設、各地区整備途中という部分もありまして、２９年で完了し終わった中で、３０年度の試算として、売電収入の見込みとしましては５，３０９万９，０００円。そのうち交付金として、各地区に電気料として充当していただく部分の積算としましては、３，７１７万円。

ただ、これにつきましては、電気量につきましては、代表例としましては、肥培施設の電気料として、１日の曝気時間が４時間で大体７２万円程度という部分に交付金を充当するのですが、それに対する１件当たりの部分からいくと、電気料として、充当される部分については２０％程度となります。

残りの３０％につきましては、１，５９２万９，０００円という積算になります。

これについても、各点検と維持管理含めて１件当たりのかかる金額からの割り返しでいきますと、大体２０％程度の負担となろうかと思えます。

以上です。

○議長（松原政勝君） １３番中村議員。

○１３番（中村忠士君） ちょっと２点ですね。

いま一つ理解、ちょっとできなかった部分が２点ありますので教えてください。

１点目は、建設費については町が５％負担するということは国が残りの９５％。国費としては９５％が、国費が出ているのかなというふうに思うのですが、部長の説明で８５施設ということが、今、お話ありましたので、建設費用として全体でどのぐらいになるかという概算としては出ているのではないかなというふうに思いますので、建設費全体、この８５施設の建設費全体がどのぐらいになるかと。

割り返せば、その町の負担が５％ということですから出てきますので、この８５施設の全体建設費がどれぐらいになるかということを教えてください。

２点目ですが、まず、平成３０年度の売電見込みということで５，３００万円ですか。

という数字が出てきました。それを7対3に分けるとということなのかな。3,700万なにがしと1,500万なにがしというふうな、その数字が出てきましたけれども、ちょっとね、この説明の中で、どういうふうにそれが使われていくのかというのが、ちょっといま一つですね、説明が、私ちょっと理解できなかったの、3,700万なにがし、1,500万なにがしというのが、どういうふうに使われていくのかということをもう一回。

すいません、教えてください。

○議長（松原政勝君） 農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） お答えいたします。

工事費につきましては、おおよそでございますが、25億円程度になろうかと思いますが、町の負担といたしまして、現在のところ1億2,900万円程度を予定しております。5%負担ということで1億2,900万円程度ということになります。

それと使われ方ということでございますが、年間売電収入約5,300万円でございますが、その7割を管理する委員会、農家さんに返すということですが、これは電気代が年間72万円程度かかりますので、その1戸当たり14万円程度ですので、その一部にしかないということでございます。

残り3割につきましては、排水路の土砂上げ等で年間300万円程度、残りが積み立てということになります。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 中村議員よろしいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第20号国営土地改良施設整備基金条例の制定の件は、産業建設常任委員会に付託いたします。

◎日程第13 議案第18号

○議長（松原政勝君） 日程第13 議案第18号行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第18号、行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案は19ページ、議案資料は4ページになります。

行政が行う処分に関し、国民が不服を申し立てる制度について、公平性の向上、使いやすさの向上、国民の救済手段の充実、拡大の観点から、時代に即した見直しが実施され、「行政不服審査法」、「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」、「行政手続法の一部を改正する法律」、いわゆる行政不服関連3法が平成26年6月に公布されました。

このうち、「行政不服審査法」は、平成28年4月1日から施行されます。

本条例は、「行政不服審査法」の施行に伴い、関係する本町の条例「別海町固定資産評価審査委員会条例」、「別海町行政手続条例」、「別海町手数料条例」、「別海町情報公開条例」、「別海町個人情報保護条例」について、一括して改正する整備条例の制定を行

うものです。

それでは、議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

資料４ページをごらんください。

「別海町固定資産評価審査委員会条例」の新旧対照表です。

主な改正内容について説明します。

中段の第４条第２項では、固定資産課税台帳の登録価格に関する審査を申し出する際に、審査申出書の記載事項に住所を。

また、２号では、審査の申出に係る処分の内容を追加します。

５ページをお開きください。

上段の第４条第３項では、審査申出人が、法人その他の社団、財団であるときの場合の審査申出書には、居所を記載することを追加するものです。

また、当該書面に関する規定が新たに制定された「行政不服審査法施行令」で規定されたため、引用する法令を変更するものです。

下段の第６条第２項では、委員会は、審査の申し出を受理し審査を行う際、町長に処分の内容や理由等を記載した正副２通の弁明書の提出を求めますが、弁明書がオンラインによってされた場合は、正副２通の弁明書が提出されたものとみなすことを規定します。

７ページをお開きお開きください。

第１０条では、審査申出人が、税務課等が委員会に提出した証拠書類等の写しの交付を受ける場合に、委員会へ納める手数料の額について規定します。

手数料は用紙１枚１０円、カラー印刷等は１枚２０円とし、次のページの第１１条では、手数料の減免について規定をしています。

９ページをお開きください。

上段の第１３条では、委員会が審査申し出に対する判断を示すため、作成する決定書について、具体的な記載事項と記名押印する旨を規定しています。

以上が、「別海町固定資産評価審査委員会条例」の主な改正点ですが、ただいまの説明のほかに条の追加及び繰り下げによる条番号の整理及び文言等の修正を行うものです。

１１ページをごらんください。

「別海町行政手続条例」の改正点です。

第３条第１０号は、「行政不服審査法」の改正により、不服申し立て制度が審査請求に一元化されたため、「異議申し立て」の文言を削除します。

また、異議申し立ての最終判断である「決定」を「裁決」と規定します。

１２ページをごらんください。

「別海町手数料条例」の改正点です。

第１条は、審査請求人等は町長等が審理員及び行政不服審査会に提出した証拠書類等の写し等の交付を受ける場合に納める手数料を規定するために、根拠規定として追加します。

なお、中段の第５条第６号では、手数料の減免について規定をしております。

また、手数料の額は、次のページの別表第２条関係、３８の区分、３９の区分のとおり１枚１０円」、カラーは１枚２０円としています。

１４ページをごらんください。

「別海町情報公開条例」の主な改正点です。

第１８条は、本条例に基づき、町長等に対して処分の申請を行ってから相当の期間が経

過したにもかかわらず、町長の不作為、条例に基づく申請に対して何らの処分もしないことを言いますが、この不作為がある場合の不作為の行為についての不服申し立ても別海町情報公開審査会に諮問して裁決することを規定しています。

第3号では、審査請求がされた町長等は、審理手続を行うものとして、審理員を指名することになりますが、特例として本条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることから、適用除外の規定を設けるものです。

以上が、「別海町情報公開条例」の主な改正点ですが、ただいまの説明のほかに、「行政不服審査法」の全面改正に伴い、条文中の法令番号の改正及び文言等の修正を行うものです。

16ページをお開きください。

これは、「別海町個人情報保護条例」の主な改正点です。

中段の第32条第1項では、本条例に基づき、町長等に対して、処分についての申請を行ってから相当の期間が経過したにもかかわらず、町長等の不作為条例に基づく申請に対して何ら処分をしないことを言いますが、この不作為がある場合、不作為についての不服申し立ても別海町個人情報保護審査会に諮問して裁決することを規定しています。

次のページをお開きください。

中段の第32条第3項では、審査請求がされた町長等は審理手続を行うものとして、審理員を指名することになりますが、例外として、本条例に基づく処分については、条例で特別の定めを設け、審理員を指名しないとすることができることから、適用除外の規定を設けます。

以上が、「別海町個人情報保護条例」の主な改正点ですが、ただいまの説明のほかに、「行政不服審査法」の全面改正に伴い、条文中の法律番号の改正及び文言の修正を行うものです。

また、異議申し立ての最終判断である「決定」を「裁決」として規定をするなど、改正を行うものです。

以上で、議案第18号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第18号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を1時まで休憩いたします。

午後 0時02分 休憩

午後 0時55分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎日程第14 議案第25号

○議長（松原政勝君） 日程第14、議案第25号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第25号別海町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明します。

議案の50ページをお開きください。

議案資料も50ページになります。

本条例の改正の経過ですが、「地方公務員法」及び「地方独立行政法人法の一部を改正する法律」が、平成28年4月1日から施行されます。

改正の内容は、人事行政の運営状況として毎年7月までに任命権者から報告を求めている内容に変更が生じたため、本条例で定めている報告事項についても改正する必要があることから、条例の改正を行うものです。

それでは、議案の内容を説明します。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明します。

議案資料は50ページです。

条例の一部を改正する新旧対照表です。

表の右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

改正の内容は、第2号「職員の人事評価の状況」、第5号「職員の休業の状況」、第8号「職員の退職管理の状況」を追加し、改正前の第6号中「勤務成績の評定」を削り、「同項第9号」とするものです。

なお、号の追加及び修正に伴い、号番号の整理を行うものです。

また、次のページの附則として、第1項、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とし、第2項では、経過措置を規定しております。

以上で、議案第25号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第25号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第15 議案第26号

○議長（松原政勝君） 日程第15 議案第26号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第26号職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

内容説明をいたします。

議案の52ページをお開きください。

なお、議案資料52ページになります。

改正の内容です。

「地方公共団体の職員の給与及び手当等給与に関する条例」等の制定根拠となる「地方公務員法」が改正されたことに伴う、引用法令の該当条項を改めるものです。

それでは、議案の朗読をもって説明いたします。

議案の５２ページをごらんください。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例。

職員の勤務時間及び休暇等に関する条例（平成７年別海町条例第４号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

附則、この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

以上で、議案第２６号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第２６号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１６ 議案第２７号

○議長（松原政勝君） 日程第１６ 議案第２７号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

総務部次長。

○総務部次長（佐藤 告君） 議案第２７号職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明をいたします。

議案の５３ページをお開きください。

なお、議案資料５３ページになります。

改正案の内容です。

議案第２６号と同じく、「地方公共団体の職員の給料及び手当等の給与に関する条例」等の制定根拠となる「地方公務員法」が改正されたことに伴う引用法令の該当条項を改めるものです。

それでは議案の説明をいたしますが、議案の朗読をもって説明いたします。

議案の５３ページをごらんください。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例。

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和４０年別海町条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第１条中「第２４条第６項」を「第２４条第５項」に改める。

附則、この条例は、平成２８年４月１日から施行する。

以上で、議案第２７号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第２７号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第１７ 議案第２８号

○議長（松原政勝君） 日程第１７ 議案第２８号別海町職員等の旅費に関する条例の一

部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課主幹

○財政課主幹（寺尾真太郎君） 議案第28号別海町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

本件につきましては、まず、本条例の制定根拠となります「地方公務員法」が改正されたことにより、引用法令の該当条項を改めます。

また、あわせて、近年の訪日外国人の急増に伴い、ホテル等の宿泊料金が高騰いたしまして、別表条例で定める定額の宿泊料を超えた料金で宿泊せざるを得ず、自己負担が発生している事例がふえていることから、自己負担を解消することを目的に改正するものです。

議案の本文の朗読は省略させていただき、議案資料で御説明いたします。

議案資料の54ページをお開きください。

条例の新旧対照表です。

今回の一部改正は、右側「改正前」の第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改め、第18条第1項に「ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の宿泊料で宿泊の実費を支弁できない場合には、5,000円を限度としてその差額を支給する」を加えるものです。

また、附則としまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」というものです。

なお、特別職や議会議員などの旅費、費用弁償の支給に関しましても、本条例の規定を準用しておりますので、今回の改正内容が適用されることとなります。

以上で、議案第28号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第28号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第18 議案第29号

○議長（松原政勝君） 日程第18 議案第29号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（中村公一君） 議案第29号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明申し上げます。

本案は、「地方税法施行規則の一部を改正する省令」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、本町の町税におきましても、省令に準じた条例改正を行うものです。

今回の改正は、マイナンバー制度の施行に伴い、町税の申告や減免申請の記載事項に個人番号を追加する条例改正を、昨年5月の第1回臨時会において議決をいただきましたが、その後、昨年12月24日に閣議決定された平成28年度税制改正の大綱において、

地方税分野における個人番号利用手続を見直す方針が示され、減免申請に係る個人番号の記載が一部不用となったことから、適用条項の条文を整理するものであります。

そのほか、「行政不服審査法」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の公布により、不服申し立ての手続を審査請求に一元化する措置が平成28年4月1日から施行されることに伴い、町税条例中で引用している条文の整備をするものであります。

議案書では55ページとなりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料の55ページをお開き願います。

55ページから57ページまでが本改正案の新旧対照表で、右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

次に58ページをお開き願います。

「別海町町税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により、改正要旨を御説明申し上げます。

1番目、「個人番号利用手続の見直しに伴う改正」であります。

個人番号の記載を求めることによって生じる本人手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号の記載が必要な申告等の主たる手続とあわせて提出され、又は申告等の後に提出される町民税及び特別土地保有税の減免申請については、個人番号の記載を要しないこととなったことから適用条項を整理するものです。

表の資料は左から順に「区分」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「適用年月日」となっております。

区分1、改正項目、「町民税の減免」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第52条第2項第1号」となります。

下の段の区分2、改正項目、「特別土地保有税の減免」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第140条の3第2項第1号」となります。

改正の内容は、それぞれ「減免申請に係る条文の整理」で「個人番号に係る文言を削除」するものです。

条文の説明は割愛させていただきます。

適用年月日につきましては、「公布の日から」となるものです。

2番目、「行政不服審査法」の全部改正に伴う所要の整備であります。

「行政不服審査法」及び「行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の施行に伴い、適用条項を整理するものです。

表の資料は左から順に「区分」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「適用年月日」となっております。

区分1、改正項目、「災害等による期限の延長」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第18条の2第1項」となります。

改正の内容は、「引用している条文の整理」で「不服申し立て」の文言を「審査請求」に改めるものです。

適用年月日につきましては、「行政不服審査法の施行の日から」となるものです。

以上で、議案第29号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（松原政勝君） 議案第29号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第 19 議案第 30

○議長(松原政勝君) 日程第 19 議案第 30 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

税務課長。

○税務課長(中村公一君) 議案第 30 号別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、内容を御説明申し上げます。

本案は「議案第 29 号別海町町税条例の一部を改正する条例の制定について」と同様となりますが、「地方税法施行規則の一部を改正する省令」及び「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」が、平成 27 年 12 月 25 日に公布されたことに伴い、本町の国民健康保険税におきましても、条例に準じた条例改正を行うものです。

改正内容は町税条例と同様、マイナンバー制度の施行に伴い、減免申請書の記載事項に個人番号を追加する条例改正を昨年 12 月の第 4 回定例会において議決をいただきましたが、その後、昨年 12 月 24 日に閣議決定された平成 28 年度税制改正の大綱において、地方税分野における個人番号の利用手続を見直す方針が示され、減免申請に係る個人番号の記載が一部不用となったことから、適用条項の条文を整理するものであります。

議案書では 56 ページとなりますが、改正条文の朗読は省略させていただき、お手元に配付しております議案資料により御説明いたします。

議案資料 59 ページをお開き願います。

本改正案の新旧対照表で右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」となっております。

それでは 60 ページをお開き願います。

「別海町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定説明資料」により改正要旨を御説明申し上げます。

個人番号の記載を求めることによって生じる本人手続等の納税義務者の負担を軽減するため、個人番号の記載が必要な申告等の主たる手続とあわせて提出され、又は申告等々の後に提出される国民健康保険税の減免申請については、個人番号の記載を要しないこととなったことから、適用条項を整理するものです。

表の資料は、左から順に「区分」、「改正項目」、「改正条項」、「改正内容」、「適用年月日」となっております。

区分 1、改正項目、「保険税の減免」についての改正でございますが、改正条項は、「条例第 23 条第 2 項第 1 号」となります。

改正の内容は、「減免申請に係る条文の整理」で「個人番号に係る文言を削除」するものです。

条文の説明は割愛させていただきます。

適用年月日につきましては、「公布の日から」となるものです。

以上で、議案第 30 号の提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長(松原政勝君) 議案第 30 号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第20 議案第31号

○議長(松原政勝君) 日程第20 議案第31号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

防災交通課長。

○防災交通課長(宮本栄一君) 議案第31号別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

内容を御説明いたします。

議案書の57ページをお開きください。

本条例につきましては、住民の交通手段確保し、公共の福祉に資するため、「道路運送法」の規定により行う乗合自動車の運行に関し、必要な事項を定めております。

本改正は、乗合自動車地域生活バスを部活バスやイベント時の巡回バス等々兼用するため、車両の活用について条例の一部を改正するものです。

それでは、議案書の朗読は省略させていただき、条例の改正部分について、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の61ページをお開きください。

別海町有乗合自動車の運行等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

左側が「改正後」、右側が「改正前」となります。

「第10条」、「町長は乗合自動車を運行上支障がない範囲において、他の行政目的で可以使用することができる。」を加え、「規則への委任」を「11条」に繰り下げをするものであります。

なお、附則といたしまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第31号の内容説明とさせていただきます。

○議長(松原政勝君) 議案第31号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第21 議案第32号

○議長(松原政勝君) 日程第21 議案第32号別海町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長(山田一志君) 議案第32号の内容説明をいたします。

本条例の一部改正は、低所得者世帯、それから多子世帯等の経済的負担の軽減を図るこ

とを目的としまして、「子ども・子育て支援法施行令」及び「子ども・子育て支援法施行規則」が一部改正されることに伴いまして、また、町独自の負担軽減の拡充及び町立認定こども園、幼稚園型ですけれども、この運営開始に伴いまして、新たな利用料金の設定が必要となったため、利用者負担額を規定する別表を改正しようとするものでございます。

現在、経済的に厳しい状況におかれまして多子世帯やひとり親家庭が全国的に増加傾向にありまして、国では、これらの方の自立に向けた対策として、また、幼児教育の段階的無償化の取り組みの一つとして、子ども・子育て支援新制度における、保育所等の利用者負担額の軽減を平成28年度から行うこととしておりまして、2点について、負担軽減が拡充されます。

その一つ目には、推定年収360万円未満の低所得者世帯の第2子以降の負担軽減です。

これまで、多子計算に係る最年長の子供のカウント方法は1号認定、幼稚園の認定ですけれども、この子供は小学校3年生から。

そして、2号、3号保育認定のですけれども、こちらの子供は小学校入学前というふうにそれぞれ認定区分によりまして異なる6年間の範囲内で、上から順にカウントされていましたが、今回の見直しでは、それぞれの認定区分の年齢上限を撤廃しまして、2人目は半額、それから、3人目以降はゼロ円とする内容でございます。

2点目についてですが、推定年収360万円未満のひとり親世帯、これには障害者児のいる家庭を含むものですが、この世帯の負担軽減について、その拡充を図ろうとするものです。

ひとり親世帯等につきましては、今、御説明した多子計算に係る年齢上限の撤廃に加えまして、第1子を現行の金額の半額、それから第2子以降をゼロ円とする内容でございます。

ただし、今般の国の軽減措置は、どちらも推定年収360万円未満の世帯に限り措置をするもので、1号認定の第2、第3階層区分、それから、2号、3号認定の第2、第3及び第4階層区分の一部が対象となるもので、年収約360万円未満以外の世帯について国の扱いは従前と変更はございません。

御承知のとおり、新制度における特定教育・保育施設の利用者負担額は所得に応じた負担となることから、本町では、今年度から国と同じく、1号認定では5階層、それから2号、3号認定では8階層区分を設定しまして、町独自の子育て支援策として、国基準の50%の利用料金としていただいております。さらに、新年度からは町独自の多子世帯軽減を検討中であります。

今般、国において負担軽減が拡充されておりますが、重点事業の一つとして位置づけられている子育て支援策の拡充推進のため、町独自の軽減策として国の多子計算に係る年齢制限の撤廃に準じまして、所得制限を撤廃し所得階層区分に関係なく全ての世帯が同一の多子軽減措置を受けられるよう、利用者負担額を改正しようとするものでございます。

議案本文の朗読は省略させていただきまして、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の62ページ、新旧対照表をお開き願います。

右側が「現行条例」、左側が「改正後の条例」で、下線部分が「改正箇所」であります。

利用者負担額については、御承知のとおり、本条例の制定以前の利用者負担額から負担

額が増となる所得階層区分に対する激変緩和を行っていることから、年度により負担額が異なりますので、62ページから64ページまでが別表第2でありまして、「平成28年度に限る利用者負担額」でございます。

それから65ページから67ページまでが別表第3で、「平成29年度以降の利用者負担額」というふうになります。

それでは、資料62ページをごらんください。

表の上段、「1号認定」、教育標準時間の所得区分が「第3階層」で比較いたしますと、国の制度改正による推定年収360万円未満のひとり親世帯等の負担軽減の拡充によりまして、第1子を現行の半額とするもので、改正前月額「6,800円」を、「3,700円」に改めるものです。

同様に、表の中段、「2号認定」、これは保育認定3歳以上の子供ですけれども、の「第3階層区分」では標準時間認定で「7,700円」を「3,900円」に、それから短時間認定では、「保育短時間認定月額1」との比較になりますが、「7,600円」を「3,800円」に改め、「第4階層区分」では、これまでなかった負担軽減が推定年収360万円未満の一部に限りまして、新たに軽減措置されるもので、標準時間で「6,700円」、短時間1で「6,600円」の月額利用者負担額が適用されるものです。

63ページをお開き願います。

同様に表上段、「3号認定」の「第3階層区分」では、標準時間認定で「9,200円」を「4,600円」に。

それから、短時間認定では「9,100円」を「4,500円」に改め、「第4階層区分」では、これまでなかった負担軽減が推定年収360万円未満の一部に限り、新たに軽減措置されるもので、標準時間で「7,500円」、短時間で「7,400円」の月額利用者負担額が適用されるものです。

なお、ただいま御説明しました、ひとり親世帯等の負担軽減の拡充により、備考の第2項にあります規定を改正後のとおり改めるものでございます。

次に、第2子以降の負担軽減の拡充に係る改正ですが、「改正前」でページ下段の備考第9項には、次ページにわたりまして1号認定子どもの多子計算方法が。

次ページの第10項には、2号、3号認定の多子計算方法が、規定されておりますが、「改正後」は、どちらの認定も同一の多子計算となりますので、「改正後」の第9項の規定のとおり改めまして、全ての所得階層区分で年齢上限を撤廃し、「2人目は半額」、「3人目以降はゼロ円」というふうにするものです。

次に、新年度から町立幼稚園3園が幼稚園型認定こども園として、運営をスタートすることに伴う、新たな利用者負担額の設定についてです。

新年度から、町立の認可保育園、別海と上西春別2園が保育所型認定こども園として。

また、町立幼稚園、野付、中西別、上西春別の3園が幼稚園型認定こども園として運営をスタートさせます。

このうち、幼稚園型認定こども園3園は土日が閉園というふうになりまして、2号認定子どもの保育時間が9時から17時までの8時間の設定としておりまして、3号、認定子どもの設定はございません。

利用者負担額については、各認定による負担額が適用され、認定こども園に通う保育認定子どもは親の就労状況により標準11時間、または短時間の8時間の負担額が適用されることになりまして、町立3園に通う保育認定の子どもは、本来、2号短時間認定の負担

額が適用されることとなります。

しかし、現行条例に規定している利用者負担額は、国の公定価格算定基準に基づきまして、1カ月の開園基準日数を保育認定では25日、そして教育認定では20日間として規定をしているところです。

町内の私立の幼稚園型認定こども園は土曜日も開園をしております、2号認定子どもは現行条例の2号標準、または2号短時間認定の利用料金が適用されていますが、町立の幼稚園型認定こども園3園は、土曜日が休みというふうになることから、同じ保育短時間認定子どもの負担額に不公平が生じることとなります。

このことから、現行の「2号短時間月額」を「2号短時間認定月額料金1」として、これを基準に25分の20ですね、乗じた額を「保育短時間認定月額」として、これを「別表第2」及び「別表第3」に追加するものでございます。

「改正後」の備考、第10項をごらんください。

規定のとおり、町立認定こども園、幼稚園型に適用するものです。

62ページにお戻りください。

改正の右の列になりますが、次ページにわたり「保育短時間認定月額2」として、階層区分ごとに新たに金額を追加するものです。

なお、65ページから67ページまでは、ただいま御説明しました「別表第2」の改正と同様に、「別表第3」として、「平成29年度以降の利用者負担額」を改正するもので、具体的な金額等の説明は省略をさせていただきます。

なお、附則としまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とするものでございます。

以上で、議案第32号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第32号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第22 議案第33号

○議長（松原政勝君） 日程第22 議案第33号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第33号別海町児童デイサービスセンター条例の一部を改正する条例の制定について内容説明をいたします。

議案書65ページをお開き願います。

本条例一部改正は、平成21年度に設置されました児童デイサービスセンターについて、指定管理者の開所時間等が変更後も未改正だったこと、また、法を引用する規定の改正とあわせまして、文言整理を行おうとするものでございます。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきまして、議案資料により御説明いたします。

議案資料68ページの新旧対照表をお開き願います。

右側が「現行条例」、左側が「改正後の条例」で、下線部分が「改正箇所」でございます。

第1条及び第2条は、文言整理による改正でございます。

次に、第4条は次ページにわたりまして、法の引用条文の見直しによる改正です。

第5条は、開所時間及び開所日を運営実態に合わせて見直すための改正でございます。

70ページをごらんください。

第11条第3項は、条文の読みかえ規定に係る文言整理による改正でございます。

なお、附則としまして、本条例は「公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第33号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第33号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第23 議案第34号

○議長（松原政勝君） 日程第23 議案第34号別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

福祉課長。

○福祉課長（山田一志君） 議案第34号別海町アイヌ住宅改良資金貸付条例の一部を改正する条例の制定について、内容を説明いたします。

議案書66ページをお開き願います。

本条例一部改正は、本条例の施行規則第6条に規定される、契約書の約定第5条に債務弁済担保として、土地建物に抵当権を設定する旨の規定を条例においても、明文化すること及び資金貸付時の義務等について、新たに規定しようとするものでございます。

議案本文の朗読は省略させていただき、改正箇所等につきましては、議案資料により御説明いたします。

議案資料の71ページをお開き願います。

右側が「現行条例」、左側が「改正後の条例」で、下線部分が「改正箇所」でございます。

第14条は、第1項に財産処分の制限のみを規定していましたが、第2項として、当該資金を借り受け、新たに土地として取得した土地へ住宅建設義務を規定し、その期限を2年以内として規定するものでございます。

ただし書きとしまして、既にその土地にみずからの住宅がある場合、また、町長が特別の事情として認める場合の例外規定を設けてございます。

次に、第15条は、土地及び建物に債務弁済担保として、抵当権の設定を規定するもので、資金を借り受けて住宅の新築、改修を行った場合、または土地を取得した場合、当該物件に町を抵当権者とする抵当権の設定を条件とする旨を新たに規定するものでございます。

第16条の改正は、第15条追加による繰り下げです。

附則としまして、本条例は「公布の日から施行する。」とするものでございます。

以上で、議案第34号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第34号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第24 議案第35号

○議長（松原政勝君） 日程第24 議案第35号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第35号別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案の67ページでございます。

本案は、乳幼児医療費の助成について、現在の助成対象は、通院については、小学校就学前まで。

入院については、小学校卒業までとなっておりますが、子供の疾病の早期治療を促進し、健康で健全な育成を推進するとともに、少子化対策として、助成対象をゼロ歳児から中学校卒業までに拡大し、現在の制度において所得制限により助成対象外となっている世帯についても、子育て世帯を支援し安心して子育てができる環境を整えるため、所得制限を廃止して助成拡大を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の72ページをお開きください。

一部を改正する条例の新旧対照表です。

右側が「改正前」、左側が「改正後」の条文となります。

条例名について、これまでの「別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例」から「別海町を子ども医療費助成に関する条例」に改めるものです。

第1条の目的についても、「この条例は、子どもの医療費を助成することにより、疾病の早期診断と早期治療を促進し、次代を担う子供たちの健康増進と健やかな育成を推進するとともに、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的とする。」に改めるものです。

第2条第1号について、「乳幼児等」を「子ども」に改め、助成の範囲について、最大で小学校卒業までだったものを中学校卒業までに拡大するため、「満12歳」から「満15歳」に改めるものです。

第2条第2号についても、「乳幼児等」を「子ども」に改めるものです。

資料の73ページをお開きください。

中学校卒業までの子供に対する医療費全額について助成対象とするため、改正前条例における第2条第5号、「一部負担金についての定義」を削除するものです。

第3条第1項及び第1号から第2号については、「乳幼児等」を「子ども」に改め、文言の整理を行うものでございます。

資料の74ページにまたがりませんが、改正前条例第3条第3号については、所得制限を廃止するため削除し、新たに第3号として、「別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等

の医療費の助成に関する条例による医療費の助成を受けている子ども」に改めるものです。

この後、議案第36号で説明いたしますが、「別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例」においても医療費の全部が助成される子供の対象範囲を、0歳児から中学校卒業までに拡大する改正案を提出しております。

改正後の第5条において、改正後の助成の額を規定しております。

助成の範囲が拡大されるため、改正前の小学校の入院に係る助成に対する文言を削除し、改正前条例第5条、基本利用料の助成額については、改正後条例第5条第2項で規定しております。

資料の75ページをお開きください。

改正後の第6条においては、助成の方法について規定しております。

第1項では、「医療費の助成は、町長が、その額を保険医療機関等に支払うことにより行うものとする。」としております。

これについては、国保連合会、社会保健診療支払基金等の契約により、道内の医療機関においては、受給者証を提示することにより、医療費を支払わなくても済むよう関係事務を取り進めてまいります。

第2項においては、「保護者の申請により、町長が特に必要があると認めたときは、前項の規定にかかわらず、助成する額を保護者に支給することにより行うことができる。」と規定しております。

これは、いわゆる償還払について規定するもので、例えば道外の医療機関を受診した場合や補装具等にかかわる償還払、保険証や受給者証を提示できずに受診した場合などが考えられます。

76ページをごらんください。

改正後の第8条においては、「町長は、対象者が疾病又は負傷に関し損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、助成額の全部若しくは一部を助成せず、又は既に助成した額に相当する金額を返還させることができる。」として損害賠償との調整について、規定しております。

附則の1項として、「この条例は、平成28年10月1日から施行する。」とするものであります。

2項として、「改正後の別海町子ども医療費助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第35号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第35号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

8番西原議員。

○8番（西原 浩君） 医療費補助の助成拡充はすばらしいと思うのですが、施行日が10月1日になっているということで、4月1日からできなかった、半年延ばした理由といたしますか、10月1日を施行日にした理由をお聞きいたします。

○議長（松原政勝君） 町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 西原議員の御質問にお答えいたします。

助成対象者の医療費の無料化については、窓口にですね、受給者証を提示しただけで医療費を払わないようにする、いわゆる現物給付に切りかえる予定であります。

そのためにはですね、町と社会保険診療報酬支払基金及び北海道国民健康保険団体連合会との契約が必要となります。

今回ですね、3月の定例会において医療費助成事業拡大実施に係る条例を改正し、平成28年度開始に向けての予算を確保するとともに、また、国保連合会、社会保険診療支払基金とのですね、契約にどうしても8カ月程度ですね、期間を要してしまうため10月1日。

そして、今、子供のですね、今現在の乳幼児医療費の受給者証が10月切りかえということで、10月ということで予定しております。

以上でございます。

○議長（松原政勝君） 8番西原議員、よろしいですか。
ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第25 議案第36号

○議長（松原政勝君） 日程第25 議案第36号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町民課長。

○町民課長（三戸俊人君） 議案第36号別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についての、内容を説明いたします。

議案書69ページでございます。

本案は、議案第35号で御説明した「別海町乳幼児等医療費に対する付加給付条例の一部を改正する条例」と同様に、医療費の全部が助成される子供の対象範囲をゼロ歳児から中学校卒業までに拡大し、子育て世帯を支援し安心して子育てができる環境を整えるため、条例の一部を改正するものであります。

議案の朗読につきましては省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の77ページをお開きください。

条例の一部を改正する新旧対照表でございます。

右が「改正前」、左が「改正後」となっております。

第1条及び第2条は文言について整理を行うもので、第1条において、「医療費の一部」を「医療費の全部又は一部」に。

第2条においては、平仮名の「じん臓」を漢字の「腎臓」に改めるものです。

議案資料の78ページをごらんください。

第3条についても、文言を整理するものです。

改正後の第4条第2項について、「受給者が満15歳に達する日（誕生日の前日）以後の最初の3月31日までの者にあつては、一部負担金を控除しないものとする。」を加えることによって、重度心身障害者受給者及びひとり親家庭受給者世帯においても、ゼロ歳

から中学校卒業までの子供がいる場合は、先ほどの議案第35号で説明した、「別海町子供医療費助成に関する条例」と同様ですね、助成対象となるものでございます。

79ページをお開きください。

第8条についても議案第30号と同様に、道内の医療機関においては受給者証を提示することにより、医療費を支払わなくて済むよう関係事務を進めていくことから、国民健康保険団体連合会を、保険医療機関等に改めるものです。

第10条については、「町は」を「町長は」に改め、文言を整理するものです。

附則の1項として、「この条例は、平成28年10月1日から施行する。」とするものであります。

2項として、「改正後の別海町重度心身障害者及びひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の診療に係る医療費の支給について適用し、同日前の診療に係る医療費の支給については、なお従前の例による。」とするものです。

以上で、議案第36号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第36号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ここで会議を10分間休憩いたします。

午後 1時55分 休憩

午後 2時03分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第26 議案第37号

○議長（松原政勝君） 日程第26 議案第37号別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

介護支援課長。

○介護支援課長（今野健一君） 議案第37号の内容を御説明いたします。

議案書では71ページ、議案資料では80ページから81ページになります。

別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例の制定について。

ケアハウスは「老人福祉法」の規定に基づく施設として、身体機能の低下や独立して生活するには不安の認められる高齢者に入居していただき、食事の提供、その他日常生活に必要な便宜を提供することにより、高齢者の方が健康で明るい生活を送れるようにすること目的として設置しています。

ケアハウスの入居に係る使用料につきましては、本条例で収入に応じた階層区分により規定をしておりますが、「使用料の減免」、または「猶予」及び「還付」の該当要件については、「町長が特に必要と認めたとき」としており、具体的な要件が条例上で規定されていないことから、それぞれの要件を明確化するため、条例の一部を改正するものです。

本文の朗読は省略し、議案資料により改正内容を御説明いたします。

議案資料80ページをお開きください。

別海町ケアハウス条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

資料右側が「改正前」、左側が「改正後」となります。

第6条、使用料の減免又は猶予について、条文の文言を改め、新たに「四つの要件」を規定しています。

まず第1号では、「災害等入居者の責めに帰すべき事由によらず、施設の全部又は一部を使用することができないとき。」。

2号では、「疾病等により医療機関に10日間以上入院したとき。」。

3号では、「やむを得ない事由による多額かつ緊急の支出があり、一時的に使用料を支払うことができないとき。」。

第4号では、「その他、町長が特に必要と認めたとき。」と規定しています。

また、第2項及び第3項において、「使用料の減免及び納入猶予の期間」、「減免の割合」については、町長が定めることと規定しています。

次に第7条、資料81ページになります。

第7条、使用料の還付について、条文の文言を改め、新たに「三つの要件」を規定しています。

第6条の要件と同様に、第1号では、「災害等入居者の責めに帰すべき事由によらず、施設の全部又は一部を使用することができないとき。」。

第2号では、「疾病等により医療機関に10日間以上入院したとき。」。

第3号で、「その他、町長が特に必要と認めたとき。」と規定し、第2項において、還付する額について、「施設を使用できない期間を日割り計算により算出した額とする。」と規定しております。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものです。

以上で、議案第37号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第37号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第27 議案第38号

○議長（松原政勝君） 日程第27 議案第38号別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第38号別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案の73ページをお開きください。

本案は、別海町森林環境保全整備事業を行う森林所有者に対して、経費の一部に充てるため徴収する分担金に関し、延滞等が発生した際に延滞金及び滞納処分について準用していた「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例」が廃止され、新たに公布された町の債権の管理に関する事務の処理について必要な事項を定めた「別海町債権管理条例」を準用するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の８２ページをお開き願います。

別海町森林環境保全整備事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が「現行条例」、左が「改正後」となります。

６条においては、期日までに分担金を納入しない場合の延滞金及び滞納処分について、現行では、「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例」を準用するとしておりますが、条例廃止により、改正後では、「別海町債権管理条例」を準用するに改めるものでございます。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、議案第３８号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第３８号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２８ 議案第３９号

○議長（松原政勝君） 日程第２８ 議案第３９号別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第３９号別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案の７４ページをお開きください。

本案は、町が設置する別海町ウニ種苗育成センターについて、平成１８年度から指定管理者制度を導入し、施設の管理運営を指定管理者に行わせておりましたが、制度導入から１０年を迎え、現在の運営状況から、広く地域住民が利用する公の施設としての位置づけにそぐわなくなったことから、指定管理に関する条項を改め、新たに施設に係る業務を委託することができることとしたといたしたく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明をさせていただきます。

議案資料の８３ページをお開き願います。

ここで大変申しわけありませんが、資料の一部訂正をお願いいたします。

表の左、「改正後」の欄ですが、中段第５条、業務の委託の中で、２行目「漁業協同組合等」と表示するところを「漁業同組合等」となっておりますので、「漁業」の後に「協同」の「協」を追加願います。

大変申しわけございませんでした。

それでは、別海町ウニ種苗育成センター設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表により御説明をさせていただきます。

右が「現行条例」、左が「改正後」となります。

第２条については、施設の位置を「別海町尾岱沼港町６９番地先」から「別海町尾岱沼

港町３２６番地」に改め、現在の表示に変更するものであります。

第５条においては、「使用の承認等」を改め、「業務の委託」とし、施設に係る業務を「漁業協同組合等の団体に委託することができる。」とするものです。

「第６条、指定管理者による管理等」及び「第７条、指定管理者が行う業務」については、指定管理者に関する条項であることから削除し、「第８条」は、「第６条」に改めるものです。

附則として、「この条例は、平成２８年４月１日から施行する。」とするものであります。

以上で、議案第３９号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第３９号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第２９ 議案第４０号

○議長（松原政勝君） 日程第２９ 議案第４０号別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

水産みどり課長。

○水産みどり課長（干場富夫君） 議案第４０号別海町ニシン種苗生産センター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を御説明いたします。

議案の７５ページをお開きください。

本案は、町が設置する別海町ニシン種苗生産センターについて、平成１８年から指定管理者制度を導入し、施設の管理を指定管理者に行わせておりましたが、制度導入から１０年目を迎え、現在の運営状況から、広く地域住民が利用する公の施設としての位置づけにそぐわなくなったことから、指定管理に関する条項を改め、新たに施設に係る業務を委託することができるとういたしたく、本条例の一部を改正しようとするものでございます。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明させていただきます。

議案資料の８５ページをお開き願います。

別海町ニシン種苗センター設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表でございます。

右が「現行条例」、左が「改正後」となります。

第５条においては、「使用の承認等」を改め、「業務の委託」とし、施設に係る業務を「漁業協同組合等の団体に委託することができる。」とするものです。

「第６条、指定管理者による管理等」及び「第７条、指定管理者が行う業務」については、指定管理者に関する条項であることから削除し、「第８条」は、「第６条」に改めるものでございます。

附則として、「この条例は、平成２８年４月１日から施行する。」とするものであります。

以上で、議案第４０号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第４０号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第30 議案第41号

○議長(松原政勝君) 日程第30 議案第41号野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

商工観光課長。

○商工観光課長(川畑智明君) 議案第41号野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例の制定について内容を説明いたします。

議案の76ページをお開きください。

本案につきましては、昨年12月に完成した野鳥観察舎をネイチャーセンターの附帯施設として加えるとともに、あわせて野付半島内にある3カ所のトイレも、同様にネイチャーセンターの附帯施設に加えるものです。

それでは、議案の朗読は省略させていただき、改正部分につきまして、別冊の議案資料で説明させていただきます。

議案資料の87ページをお開きください。

野付半島ネイチャーセンター設置条例の一部を改正する条例新旧対照表です。

右側は「改正前」、左側は「改正後」となります。

左側の「改正後」で説明いたします。

第2条第2項に「ネイチャーセンターの附帯施設は、別表のとおりとする。」を加え、別表としまして、「野付半島野鳥観察舎」、「ネイチャーセンタートイレ」、「竜神崎トイレ」、「トドワラトイレ」を加えるものです。

附則といたしまして、「この条例は、平成28年4月1日から施行する。」とするものです。

以上、議案第41号の内容説明とさせていただきます。

○議長(松原政勝君) 議案第41号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(松原政勝君) 質疑を終わります。

◎日程第31 議案第42号

○議長(松原政勝君) 議案第42号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長(伊藤一成君) 議案第42号別海町営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての内容説明いたします。

議案書の77ページをお開きください。

本案は、「福島復興再生特別措置法」の一部が改正されたことに伴い、入居資格に関す

る条文に変更が生じ、また、家賃の督促、延滞の徴収について、「別海町債権管理条例」が制定され、同条例第8条を準用することから、条例の一部を改正するものです。

それでは、議案を朗読いたします。

別海町営住宅条例の一部を改正する条例。

別海町営住宅条例（平成9年別海町条例第33号）の一部を次のように改正する。

第6条第3項中「第29条第1項」を「第39条」に改める。

第18条の見出し中「延滞金」を「遅延損害金」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

2項、町長は、家賃について督促を受けた入居者が、督促状の指定期限までに納入しない場合において、未納額が1,000円以上であるときは、未納額（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）について民法第404条に規定する割合をもってその指定期限の翌日から未納額を完納するに至った日までの日数により計算した遅延損害金を徴収する。ただし、遅延損害金の額が1,000円未満であるとき、又は遅延損害金額に100円未満の端数があるときは、これを徴収しない。

3項、前項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

第18条に次の1項を加える。

4項、町長は、入居者が地域の各号のいずれかに該当するときは、遅延損害金を減免することができる。

1号、災害により著しく資力を喪失したと認めるとき。

2号、入居者の責によらない事由により納付が遅延したとき。

3号、その他納付しなかったことについてやむを得ない事情があると認めるとき。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

次に、議案資料88ページをお開きください。

別海町営住宅条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」で、下線の部分が「今回改正」を行うところ です。

第6条第3項中、3行目、「第29条第1項」を「第39条」に改めるものです。

次に、第18条につきましては、見出しの「延滞金」を「遅延損害金」に改め、第2項と次のページになります第3項、全文を改め、第4項を加えるものです。

以上で、議案第42号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第42号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第32 議案第43号

○議長（松原政勝君） 日程第32議案第43号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） 議案第４３号別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書の７９ページをお開きください。

本案は、「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例」は廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の９０ページをお開きください。

別海町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右の欄が「改正前」、左の欄が「改正後」で、下線の部分が「今回改正」を行うところ
です。

左側「改正後」の条文により説明いたします。

第６条第１項中、２行目ですが、「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和４１年別海町条例第３０号）第２条及び第４項並びに附則第２項」を、「別海町債権管理条例（平成２７年別海町条例第１号）第６条及び第７条並びに附則第２項」に改めるものです。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、議案第４３号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第４３号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第３３ 議案第４４号

○議長（松原政勝君） 日程第３３ 議案第４４号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） 議案第４４号別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案書の８０ページをお開きください。

本案は、「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例」が廃止されたことに伴い、条例の一部を改正するものです。

議案の朗読は省略し、議案資料により説明いたします。

議案資料の９１ページをお開きください。

別海町普通河川管理条例の一部を改正する条例の新旧対照表です。

右側が「改正前」、左の欄が「改正後」で、下線の部分が「今回改正」を行うところで
す。

左側、「改正後」の条文により説明いたします。

第２条第１項中、２行目ですが、「別海町税外諸収入金の徴収に関する条例（昭和４１年別海町条例第３０号）第４条」を「別海町債権管理条例（平成２７年別海町条例第１号）第７条」に改めるものです。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」とするものであります。

以上で、議案第４４号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第４４号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第３４ 議案第４５号

○議長（松原政勝君） 日程第３４ 議案第４５号別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

郷土資料館館長。

○郷土資料館館長（千葉 宏君） それでは議案第４５号別海町郷土資料館設置条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書８１ページをお開きください。

内容の経過を説明させていただきます。

平成２１年３月に閉校となりました豊原小学校につきまして、豊原連合町内会、根釧パイロットファーム開拓資料館管理運営委員会の要請により、校舎の利用について協議を行ったところ、校舎は郷土資料館収蔵庫及び分館として収蔵展示を行うという方向で、協議がまとまり、それにつきまして整備を進め、準備を進めることとなっております。

今年度につきまして、整備作業も終了いたしまして、地元豊原連合町内会、根釧パイロットファーム開拓資料館運営委員会と分館設置に向けた協議を行い、平成２８年４月以降の開館を目指すこととなりまして、そのために条例を改正いたします。

それでは議案のですね、読み上げで行うということではなく、資料のほうの新旧対照表９２ページをお開きください。

こちらのほうの対照表を使って御説明いたします。

右が「改正前」、左が「改正後」となっております。

改正後、「名称及び位置」ですけれども、「別海町郷土資料館豊原分館」、「位置」、「別海町豊原１７番地１５」。

「観覧料」第４条、「郷土資料館に入館する者から別表に定める観覧料を徴収する。ただし、別海町郷土資料館豊原文化（以下、「豊原分館」という。）の観覧料は無料とする。」

別表（第４条関係）といたしまして、表、「観覧料」の後に「（豊原分館を除く）」、こちらのほうをつけ加えさせていただきました。

附則といたしまして、「この条例は、平成２８年４月１日から施行する。」となっております。

以上です。

○議長（松原政勝君） 議案第４５号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

ただいまから、14時55分まで休憩いたします。

内容については、お昼ちょっと皆さんにお話しした内容でございますので、これから14時55分まで休憩し、それぞれ、議員の皆さんは控え室のほうに控えてください。

休憩いたします。

午後 2時35分 休憩

午後 2時51分 再開

○議長（松原政勝君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎日程第35 議案第46号

○議長（松原政勝君） 日程第35号 議案第46号牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

農政課長。

○農政課長（門脇芳則君） 議案第46号、牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条件を廃止する条例の制定についての内容を説明いたします。

議案82ページをお開きください。

本条例については、家畜伝染病である牛のブルセラ病が昭和30年代から40年代にかけて多発したことから、ブルセラ病撲滅対策により、町内の畜牛飼育者が被害を受け、経営、または経済的に困難となった者に対し、資金貸し付けを行い、経済的自立の助成を図り、ブルセラ病撲滅に一層の効果を期することを目的として昭和41年に制定された条例です。

本病は昭和40年ころには年間500頭を超える患畜の発生があり、延べ5,000頭に及ぶ牛が抗体検査により淘汰されております。

このため、徹底した国内防疫と輸入検疫により、昭和48年以降はほとんど発生を見なくなり、近年は、まれに定期検査で抗体保有牛が摘発されるのみとなっております。

家畜伝染病予防法では5年ごとの定期検査の実施、輸入時の検疫が義務づけられており、今後、ブルセラ病の多発も考えられないこと、及び条例による貸し付けは現実的でないため、本条例を廃止するものです。

それでは、議案書の朗読をもって説明にかえさせていただきます。

牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条例を廃止する条例。

牛のブルセラ病患畜発生に伴う経営更正資金貸付条例（昭和41年別海町条例第24号）は、廃止する。

附則として、「この条例は、公布の日から施行する。」というものです。

以上、議案第46号の説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第46号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第３６ 議案第４７号

○議長（松原政勝君） 日程第３６ 議案第４７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

財政課主幹。

○財政課主幹（寺尾真太郎君） 議案第４７号の内容説明をいたします。

議案の８３ページをお開きください。

議案第４７号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について。

本件につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第３条において、「辺地の公共的な施設を整備しようとするときは、あらかじめ都道府県知事と協議の上、議会の議決を経て、当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定め、これを総務大臣に提出しなければならない。」と規定されており、同条第８項の規定により、「総合整備計画を変更する場合についても同様」とされておりますことから、計画内容の変更について、議会の議決を求めるものであります。

なお、北海道知事との協議につきましては、事前に終了していることを申し添えます。

今回変更するのは、中西別、泉川、上風連、本別海の四つの辺地です。

８４ページから順次、御説明いたします。

８４ページをお開きください。

まず、「中西別辺地総合整備計画」です。

中西別辺地の総合整備計画は、「平成２６年度から平成３０年度までの５年間」で、今回は「第２次の変更」です。

変更の内容は、平成２８年度に予定する環境保全型かんがい排水事業償還金に係る起債を辺地対策事業債に求めるため、下段３番の表になりますが、整備計画の施設名に「産業近代化施設」を追加し、環境保全型かんがい排水事業費「６５億３,５３７万８,０００円」を追加するもので、財源内訳は、特定財源を「６３億９,１３３万１,０００円」、一般財源を「１億４,４０４万７,０００円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「１億４,４００万円」追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は「７３億８,３６４万６,０００円」となります。

次に、８５ページをお開きください。

「泉川辺地総合整備計画」です。

泉川辺地の総合整備計画は、「平成２５年度から平成２９年度までの５年間」で、今回は「第１次の変更」です。

変更の内容は、下段３番の表になりますが、交通道路施設について新たに「橋梁長寿命化補修事業」の追加により、事業費を「４０万４,０００円」を追加するもので、変更後の交通道路施設の事業費を「８,９４５万円」、財源内訳は、特定財源を「５,６１６万２,０００円」、一般財源を「３,３２８万８,０００円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「１０万円」追加して、「３,０１０万円」とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は「４億６,９９２万８,０００円」となります。

次に、８６ページをお開きください。

「上風連辺地総合整備計画」です。

上風連辺地の総合整備計画は、「平成２７年度から平成３１年度までの５年間」で、今

回は「第1次の変更」です。

変更の内容は、平成28年度に予定する環境保全型かんがい排水事業償還金に係る起債を、辺地対策事業債に求めるため、下段3番の表になりますが、整備計画、施設名に「産業近代化施設」を追加し、環境保全型かんがい排水事業費「110億9,466万7,000円」を追加するもので、財源内訳は、特定財源を「108億5,012万9,000円」、一般財源を「2億4,453万8,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「2億4,450万円」追加するものです。

変更後の全施設の事業費合計は「116億8,486万7,000円」となります。

最後に87ページをお開きください。

「本別海辺地総合整備計画」です。

本別海辺地総合整備計画は、「平成25年度から平成29年度までの5年間」で、今回は「第4次の変更」です。

変更の内容は、下段3番の表になりますが、産業農林道施設について、「根室中部16号幹線農道整備事業」及び「桜岡地区農道整備事業」の事業費合計で「6,105万1,000円」を追加するもので、財源内訳は、特定財源を「3億6,295万7,000円」、一般財源を「1億9,843万4,000円」とし、一般財源のうち辺地対策事業債の予定額を「1,430万円」追加して、「1億9,800万円」とするものです。

変更後の全施設の事業費合計は「8億275万4,000円」となります。

以上で、議案第47号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第47号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第37 議案第48号

○議長（松原政勝君） 日程第37 議案第48号町道の路線認定及び廃止についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

管理課長。

○管理課長（伊藤一成君） 議案第48号町道の路線認定及び廃止についての内容を説明いたします。

議案書の88ページをお開きください。

本案は、今年度工事施行に伴う変更認定及び過年度に農道整備事業により整備した道路、また、平成28年度以降に事業の実施を計画している路線の新規認定をするため、認定については道路法第8条第2項、廃止については同法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

概要につきまして、議案資料により説明いたします。

議案資料の93ページをお開きください。

既に認定している路線は「705路線」、総延長は「1,189キロ997.29メートル」です。

今回変更認定する路線は「2路線」で「212.61メートル」ですが、今年度工事を

実施したことにより延長が変更となったため、これを一度「廃止」し、改めて5.97メートル増の「218.58メートル」に認定し直すものです。

また、新規の認定にするものは「10路線」で、「1キロ567.2メートル」です。

これにより認定町道は「10路線」で、「1キロ573.17メートル増」となり、「715路線」、延長は「1,191.1キロ570.46メートル」となります。

次に、議案資料の94ページから95ページに今回認定する路線の詳細を記載しております。

整理番号「69」、「457」が変更認定となる路線で、その他につきましては、新規に認定する路線です。

議案資料の97ページから108ページに位置図を記載しておりますが、説明については省略させていただきます。

以上で、議案第48号の内容説明を終わります。

○議長（松原政勝君） 議案第48号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

◎日程第38 同意第1号

○議長（松原政勝君） 日程第38 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任についてを議題といたします。

内容について説明を求めます。

町長。

○町長（水沼 猛君） 同意第1号根室町村等公平委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

本件につきましては、根室町村等公平委員会委員の選任について地方公務員法第9条の2第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

根室町村等公平委員会につきましては、根室振興局管内の4町で公平委員会を共同で設置をしております。現在、中標津町の池田一昭さん、標津町の渡辺好之さん、羅臼町の寺沢哲也さんの3名の方が委員となられておられます。

委員の選任につきましては、関係4町で協議して選出することにしてありますが、このたび、中標津町の池田一昭さんが本年3月31日をもって任期満了となることから、新たな委員といたしまして、下川原洋さんを根室町村等公平委員会委員として選任をいたしたく、関係4町の議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期につきましては、「平成28年4月1日から平成32年3月31日まで」の4年間でございます。

下川原さんは、「野付郡別海町別海川上町139番地の29」にお住まいで、「昭和24年1月2日生まれ」の67歳でございます。

主な経歴を申し上げますと、昭和42年3月に北海道中標津高等学校卒業後、同年4月に別海町役場に奉職をされ、教育委員会事務局、総務課施設係長、出納室歳入係長、総務部総務課課長補佐、総務部財政課長、総務部次長を歴任され、平成18年8月31日に退職をされています。

退職後は、平成２２年４月から平成２６年３月まで、別海町監査委員に選任されています。

下川原さんにつきましては、人格、識見ともに、すぐれた方でございますので、ぜひ御同意を賜りますよう、お願いを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（松原政勝君） 同意第１号の内容説明が終わりましたので、本件の質疑を行います。

質疑に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（松原政勝君） 質疑を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これで散会いたします。

なお、１４日月曜日は、一般質問を午前１０時から行います。

皆さん大変御苦勞さまでございました。

散会 午後 ３時０８分

上記は、地方自治法第 1 2 3 条の規定により会議の次第を記載したものである。

平成 年 月 日

署 名 者

別海町議会議長

議 員

議 員

議 員